

公認会計士・監査審査会の活動状況と 監査市場の課題

一橋大学大学院
グローバル金融規制研究フォーラム研究会

令和5年2月10日

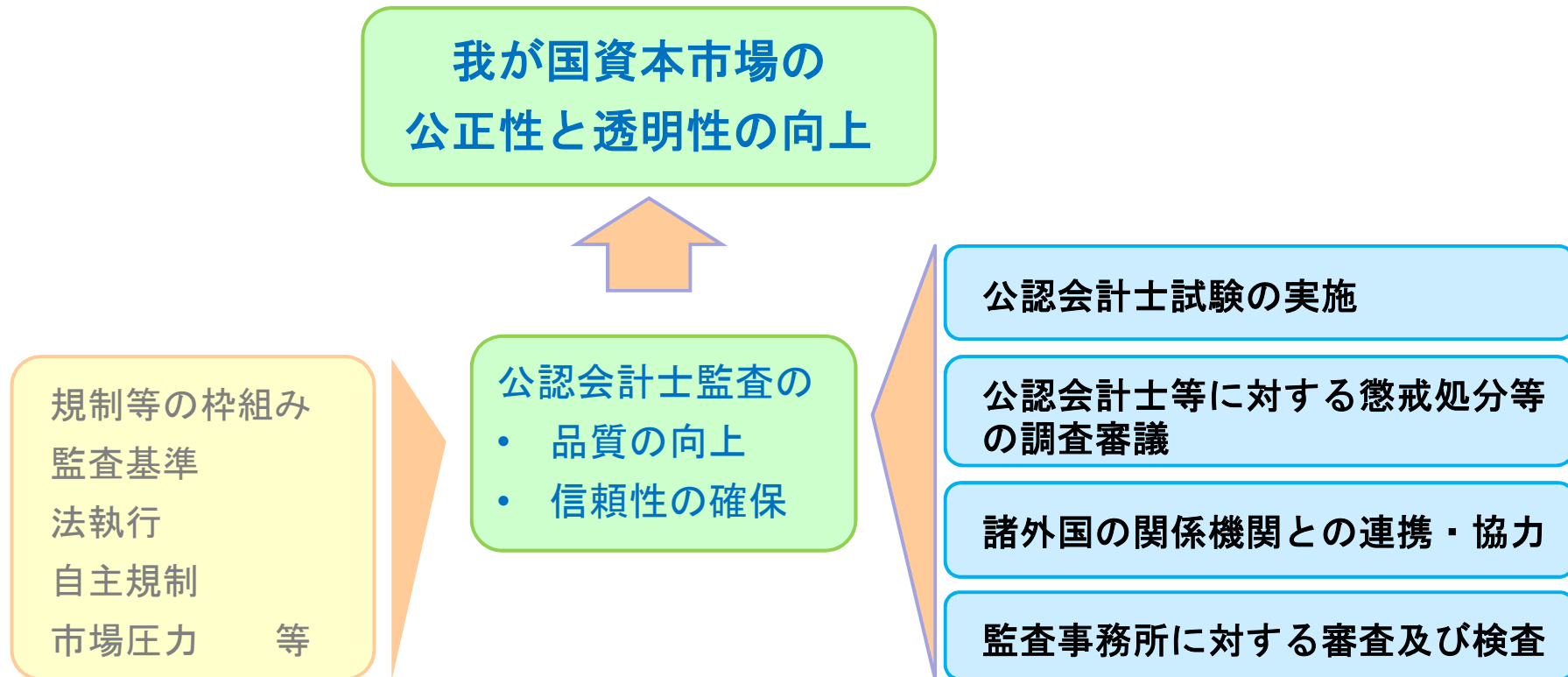
公認会計士・監査審査会
事務局長 長岡 隆

1. 審査会の概観、検査の概要



<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>

審査会の役割



※ 公認会計士・監査審査会は、平成16年4月の発足以来6期18年にわたり、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。（「監査事務所等モニタリング基本方針」令和4年、1頁。）

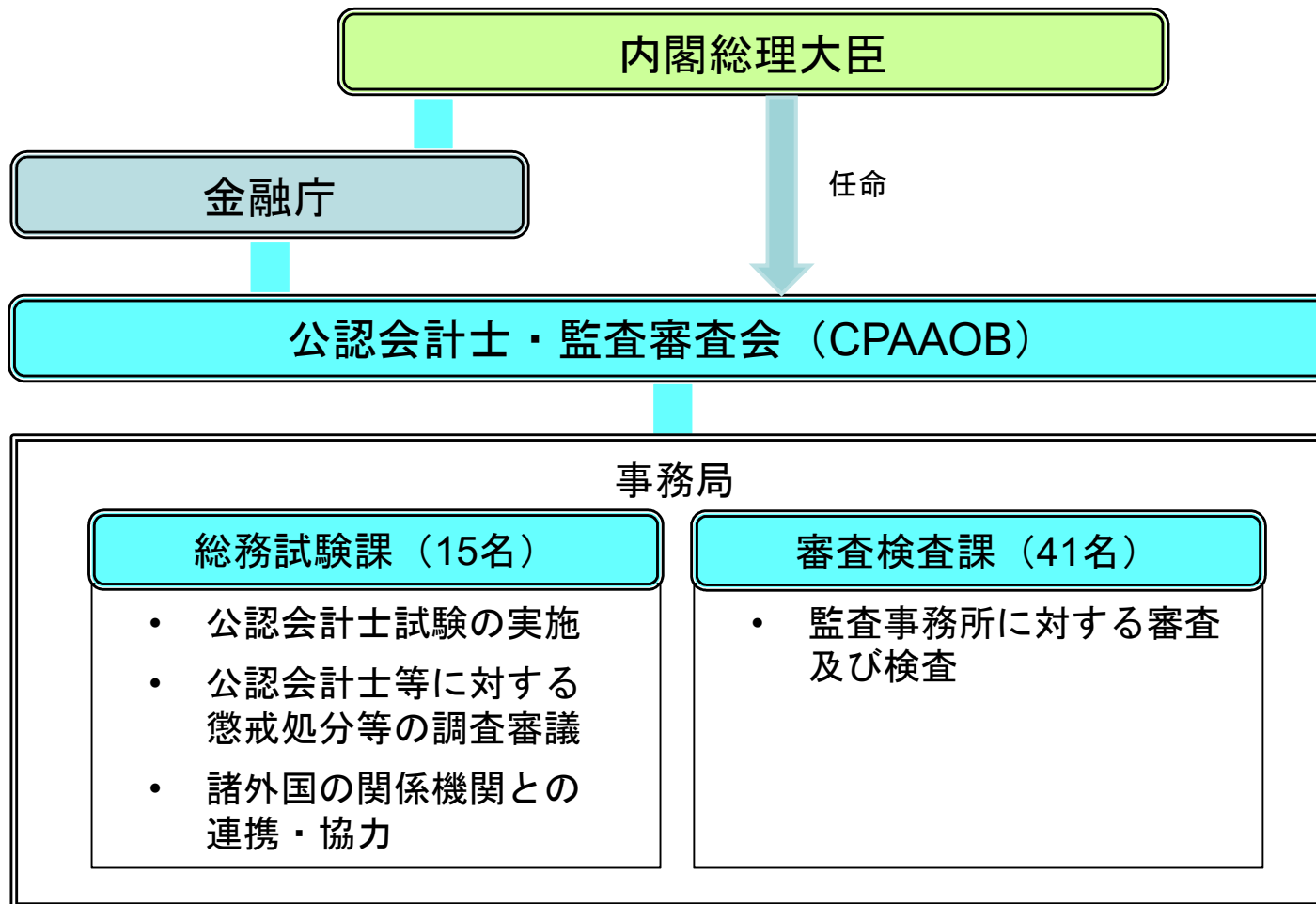
会計不正事案と監査制度等の整備

出来事	会計監査に関する制度的な対応
1990年代後半 バブル崩壊に伴う企業破綻	→ H14 監査基準改訂 (不正発見の姿勢の強化等)
H13 米エンロン事件 ・ H14 米SOX法制定 ・ H14 米PCAOB設立	→ H15 公認会計士法改正 → <u>H16 公認会計士・監査審査会設立</u>
H17 カネボウ事案 H18 ライブドア事案	→ H17 監査に関する品質管理基準制定 H18 金融商品取引法制定 (内部統制報告制度の導入) H19 公認会計士法改正 → <u>H20 外国監査法人等の監督枠組み整備</u>
H23 オリンパス事案	→ H25 監査における不正リスク対応基準制定
H27 IPOをめぐる問題 東芝事案	→ H28 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言 <u>H28 「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」公表</u> H29 監査法人のガバナンスコード策定 H30 監査基準の改訂 (監査報告書の透明化) H31 「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書 R1 監査基準の改訂 (通常とは異なる意見を表明する場合の根拠の明確化等)

※ R3 「会計監査の在り方に関する懇談会」論点整理

R4 公認会計士法改正 → 審査会の立入検査権限等の見直し

審査会の組織と業務内容

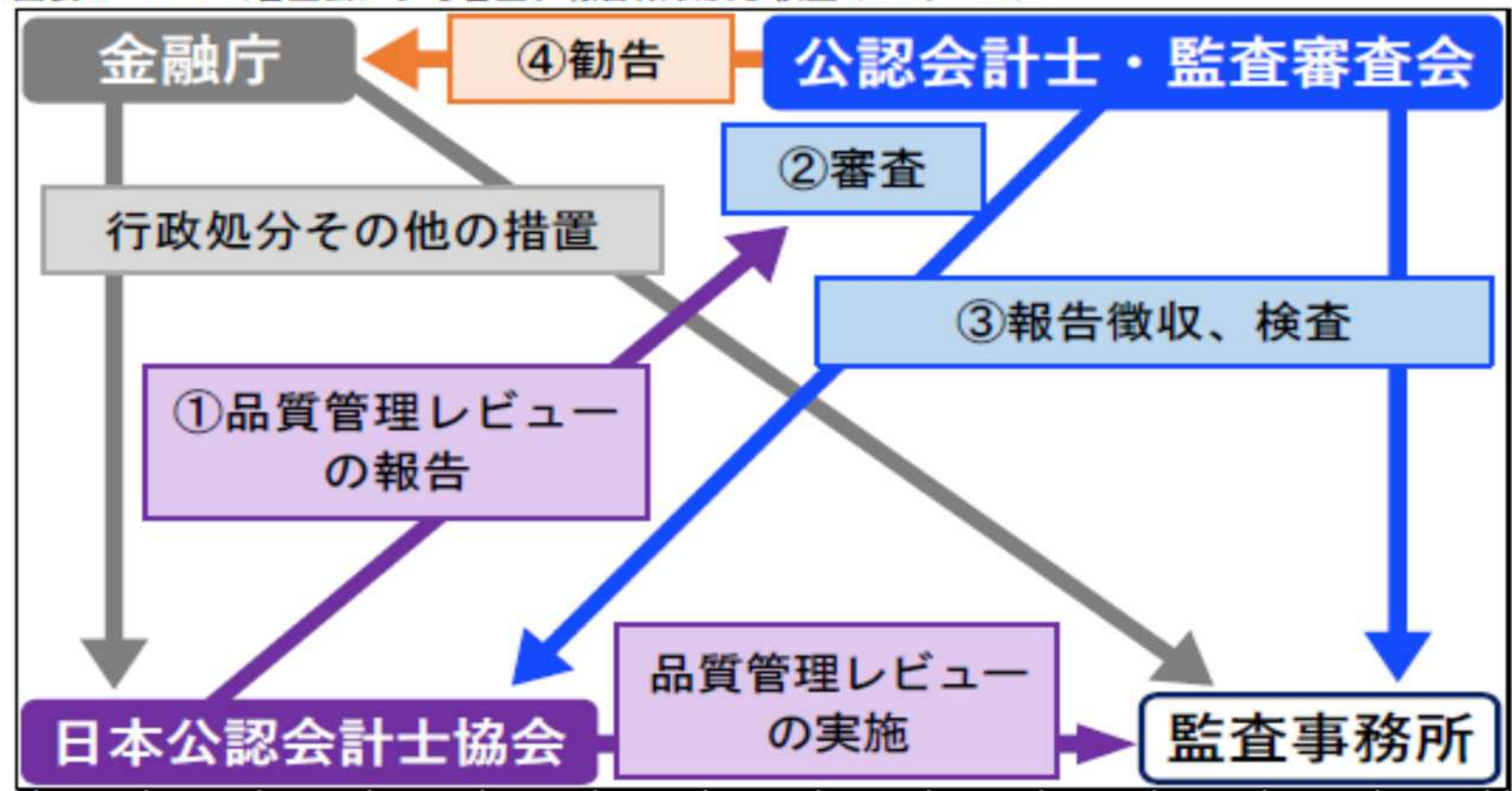


上記人員数は、令和4年度定員ベース

(審査会『公認会計士・監査審査会』(パンフレット)令和4年度版、2頁。一部修正。)

審査会の権限と審査・検査の位置付け

図表Ⅱ-1-1 <審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム>



(審査会『令和4年版モニタリングレポート』、35頁)

モニタリングの方針等

R4.4 監査事務所等モニタリング基本方針

—監査品質の持続的な向上の促進—

- 新体制（第7期）の任期（3年）におけるモニタリングの基本方針

R4.7 令和4事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

- 基本方針を踏まえた事務年度におけるモニタリングの基本計画

R4.7 令和4年版モニタリングレポート

- モニタリングの成果や監査業界の動向等に関する情報を一般向けに提供するもの

R4.7 監査事務所検査結果事例集（令和4事務年度版）

- 審査会検査における主要な指摘事例や評価できる取組を監査人や市場参加者等に対して具体的に紹介するもの

(参考) 監査事務所等モニタリング基本方針 (第7期)

- 審査会(令和4年4月~7年3月)では「監査品質の持続的な向上の促進」のため、以下を基本にモニタリングを実施
(注)モニタリングとは、検査と検査以外のモニタリング(報告徴収・ヒアリング・意見交換・対話等)の両方を包含するもの
 - 協会の品質管理レビューの実効性向上を促し、監査事務所の規模・業務管理態勢、被監査会社のリスクを踏まえたモニタリングを通じ、監査事務所の監査の品質管理、業務の適正な運営を確保

第7期のモニタリングで重視する点

- 品質管理システムの円滑な導入に向けた監査事務所における準備・対応状況の確認・検証
 - リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入に向けた監査事務所における準備・対応状況、導入後における整備・運用状況を重視
(注)改訂「監査に関する品質管理基準」により、監査事務所は①品質目標の設定、②品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別・評価、③品質リスクに対処するための方針又は手続を定め運用、④不備があれば改善する、リスク・アプローチに基づく品質管理システムを導入(公認会計士法上の大規模監査事務所は令和5年7月1日以後の事業年度から適用)
- 上場会社の監査を行う監査事務所に対する監査品質の確保・向上
 - 上場会社の監査において、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所への交代の動きが継続 ⇒ 中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用

監査事務所等モニタリング基本計画

審査会は、モニタリング基本方針を踏まえ、各事務年度におけるモニタリングの方向性を示すものとして、「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定し、毎年公表

検査の概要①

検査方法

- 原則として、検査官が監査事務所に赴き、事務所の①業務管理態勢、②品質管理態勢及び③個別監査業務の実施状況を検査。
※ コロナ禍への対応を契機に、足元リモートでの検査が主軸となる。
- 検査対象となる個別監査業務は、リスク・ベースで選定。
- 検査は、監査調書、帳簿書類その他の資料の閲覧や監査事務所
の構成員に対するヒアリング等を通じて実施。
- 原則として監査事務所の既存資料等を活用。既存資料以外の資料を求める場合、必要性を十分に検討。
- 検査の過程で把握した事実及び経緯（指摘事項）は、書面により監査事務所の責任者に対して確認。

検査の概要②

検査の実施頻度

- **大手監査法人**：原則として**毎年**（通常検査とフォローアップ検査を交互に）。なお、フォローアップ検査に代えて、報告徴収により、改善に向けた取組を確認する場合がある。
- **準大手監査法人**：原則として**3年に一度**。
- **中小規模監査事務所**：品質管理レビューの結果、監査事務所の業務管理態勢及び上場被監査会社のリスク等を踏まえ、必要があると認める場合。上場会社監査における役割が増大しているため、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。

大手監査法人 概ね100社以上の上場被監査会社を有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上所属する監査法人

準大手監査法人 大手監査法人に準ずる規模の監査法人

検査の概要③

図表Ⅱ-1-4 <直近5年間の検査の実施状況（着手日ベース）（単位：事務所数）>

事務年度	H29 (注1)	H30 (注1)	R元 (注1)	R2 (注1)	R3 (注1)
大手監査法人	4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)
準大手監査法人	2	1	2	2	1
中小規模監査事務所	3	5 (1)	3	4	4
外国監査法人等 (注2)	0	0	1	0	0
合計	9 (2)	10 (3)	10 (2)	10 (2)	9 (2)

(注1) 括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載している。

(注2) 外国監査法人等については、2. 外国監査法人等関係 (51 ページ) を参照のこと。

(資料) 審査会検査結果より審査会作成

(審査会『令和4年版モニタリングレポート』、44頁)

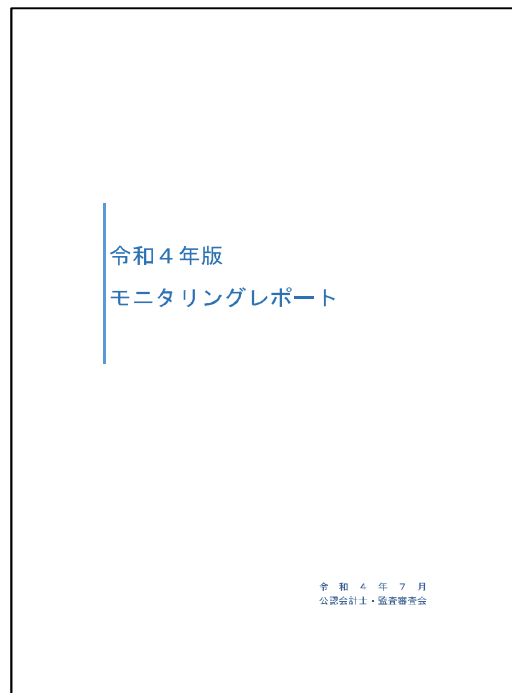
(参考) 監査法人の規模別の特徴

<監査法人の規模別の特徴>

	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	約170人～約600人	約30人～100人弱	～約40人(注)
常勤職員数	約2,800人～約6,600人	約200人～800人強	～約90人(注)
意思決定機関	<ul style="list-style-type: none"> 最高意思決定機関は社員(総)会 その下に理事会や経営会議等の機関を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 最高意思決定機関は社員(総)会 その下に理事会等の機関を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 社員(総)会で多くの意思決定を行う 規模が大きい法人では、社員(総)会の下に理事会等の機関を設置
監督・評価機関	<ul style="list-style-type: none"> 理事会等の経営執行機関を監督・評価する機関を設置 「指名(経営執行責任者を含む役職者の選任等)」、「報酬(役職者の評価、報酬の決定等)」、「監査(会計及び業務監査等)」の小委員会に加え、「公益(公益性の観点から経営執行を監視)」の小委員会を設置 独立性を有する第三者(以下「独立第三者」という。)を監督・評価機関や小委員会の構成員として活用 	<ul style="list-style-type: none"> 監督・評価機関を設置しているが、その権限は大手監査法人と比べると限定されている 「指名」、「報酬」及び「監査」の小委員会を設置していない法人が多い 独立第三者を監督・評価機関の構成員として活用しているが、独立第三者の関与は、経営執行機関に対する助言・提言にとどまっている法人が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 監督・評価機関を設置せず、社員間で相互牽制を行う法人が多い 独立第三者を選任していない法人が多い
業務運営機関の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> 複数の監査事業部を設置するほか、地区事務所を含めた運営を行う 金融専門の部門を設置 品質管理やリスク管理等の担当部門を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の監査事業部を設置するほか、地区事務所を含めた運営を行う 品質管理の担当部門を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 部門を設けず主要業務を担当する社員を任命する例が多い 規模が大きい法人では、準大手監査法人に準じた部門を設置
事務所数	<ul style="list-style-type: none"> 三大都市(東京特別区、大阪市及び名古屋市)に加え、全国規模で地区事務所を設置している例が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる事務所に加え、三大都市に事務所を設置している例が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる事務所のための例が多い
品質管理部門の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理部門の下に、監査マニュアルの見直しや周知、会計処理の相談、IFRSや米国会計基準の相談、審査、定期的な検証等の担当部門を設置 監査契約や独立性、監査リスクのモニタリング等のリスク管理を行う部門を設置 監査業務部門に品質管理の機能を持たせる例も多い 	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理部門の下に、担当部門を一部設置 審査部門を設置しているところもある 	<ul style="list-style-type: none"> 部門を設けず、品質管理担当として監査業務を兼任する社員を任命する例が多い 規模が小さい法人では、代表者が品質管理担当を兼務する例もある

(資料) 令和3事務年度審査会検査、報告徴収及び業務報告書より審査会作成
(注) 社員数及び常勤職員数が大きく乖離している1法人を除く。

2. 検査の状況、主な課題等



令和4年版 モニタリングレポート

https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20220715/2022_monitoring_report.pdf

- 総合評価
 - 会計監査人の異動
 - グローバルネットワークとの提携
 - 監査法人のガバナンス・コード
 - ITを活用した監査手法
 - KAMの対応状況
- 等

総合評価の状況（対象：H28~R3事務年度に終了した検査）

- 検査結果を踏まえ、監査事務所の業務運営の状況を5段階に区分し、総合評価として検査先に通知。通知の際に、被監査会社の監査役等への開示を要請（平成28事務年度から）
 - 全ての法人が、監査事務所の業務運営の状況に応じて「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる」以下となっており、最上位区分である「良好であると認められる」の法人はない
 - 中小規模監査事務所は、大手監査法人、準大手監査法人と比べ総合評価の範囲が下方にシフトしているが、これはリスクベースで検査先を選定していることによる

総合評価の記載	評価内容	大手監査法人、準大手監査法人	中小規模監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	業務運営が良好と認められる場合	-	-
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合	4	3
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	業務運営が良好でないと認められる場合	5	6
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合	-	6
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合（金融庁長官に勧告）	-	8

（注1）総合評価は通常検査において通知。通常検査は、大手監査法人は2年に一度、準大手監査法人は3年に一度、中小規模監査事務所は必要に応じて実施。

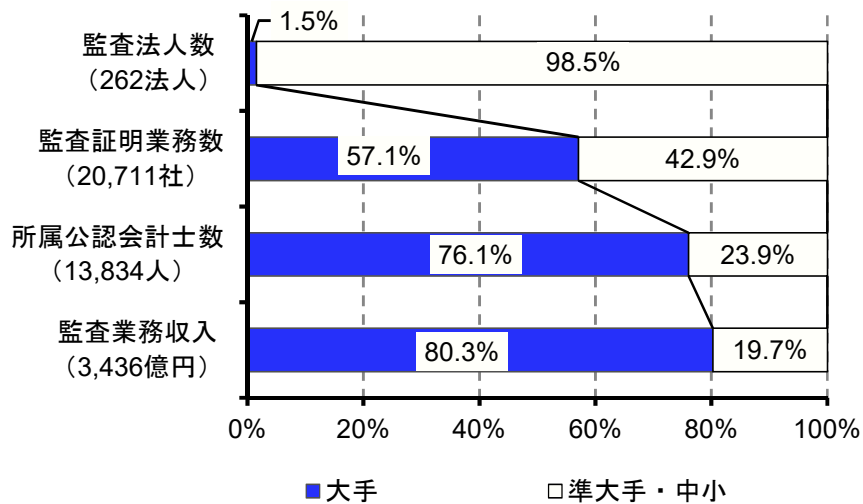
（注2）令和3事務年度に着手する検査から、総合評価に記載する文言を見直しを行った。

（注3）当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計している。

監査業務の大手監査法人への集中

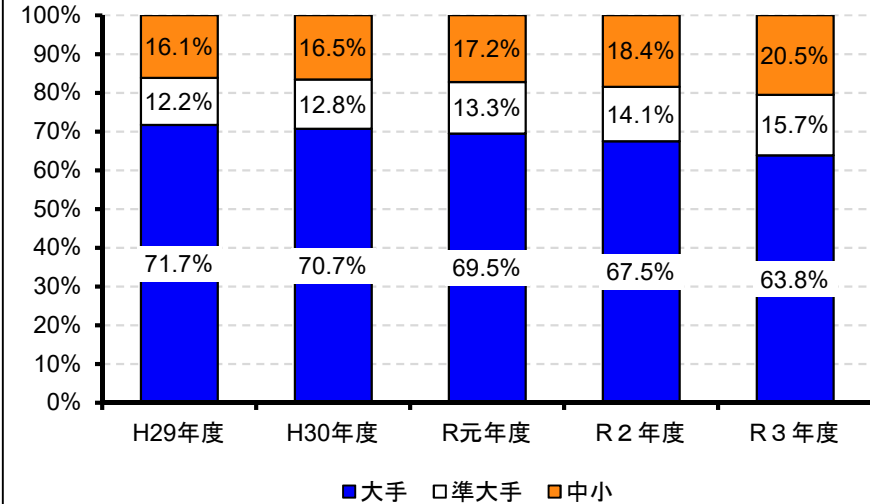
- 監査業務収入の**80%強**が大手監査法人（4法人）に集中
- 近年においては、監査証明業務数、監査業務収入等における大手監査法人の割合は**減少傾向**
- 寡占傾向は、米国及び英国でも同様にみられる

監査法人の分類別シェア（令和2年度）



(注) 令和2年度の日本公認会計士協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から集計

会計監査人の規模別上場国内会社数の推移



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

主要な上場会社における4大グローバルネットワークの監査業務シェア（会社数ベース）

	日本	米国	英国
4大グローバルネットワークの割合	97%	99%	93%

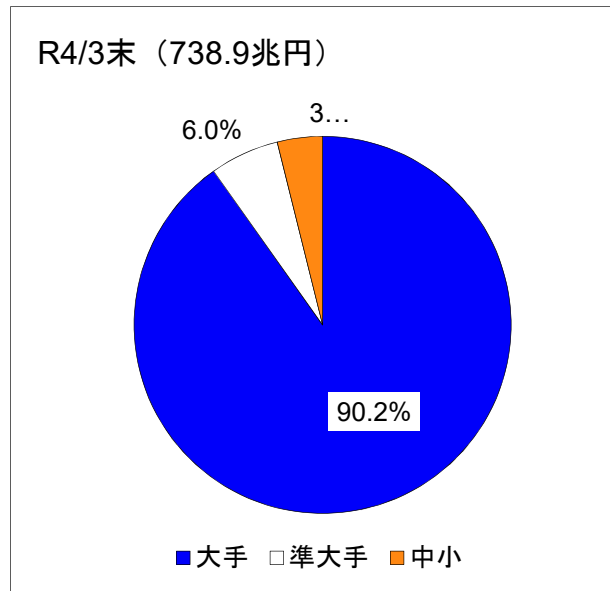
(注) 以下の株価指数に採用されている会社数を基にシェアを算出
 日本 日経225
 米国 S&P500
 英国 FTSE350

監査法人の規模別シェア

大手（4大）監査法人への集中

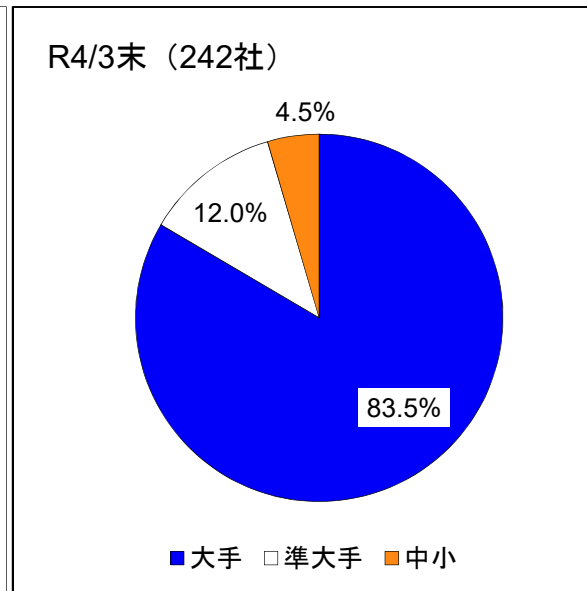
⇒ 上場会社の監査において存在感が極めて高い。

○上場国内会社の時価総額



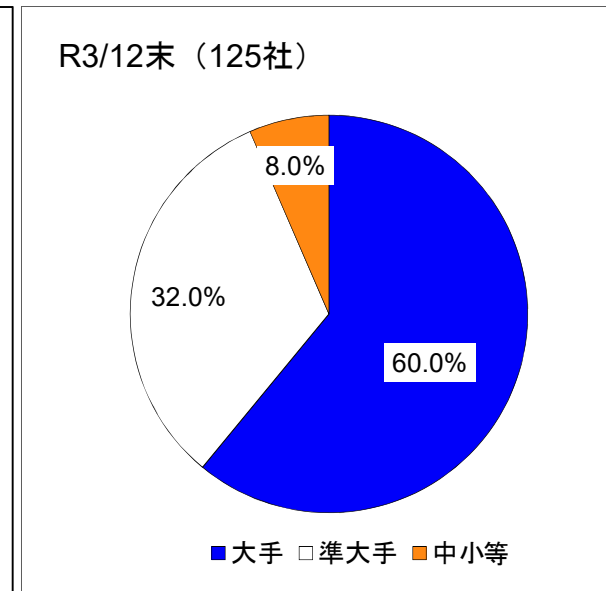
（資料）QUICK、取引所データより審査会作成

○IFRS適用会社



（資料）取引所データより審査会作成

○IPO監査



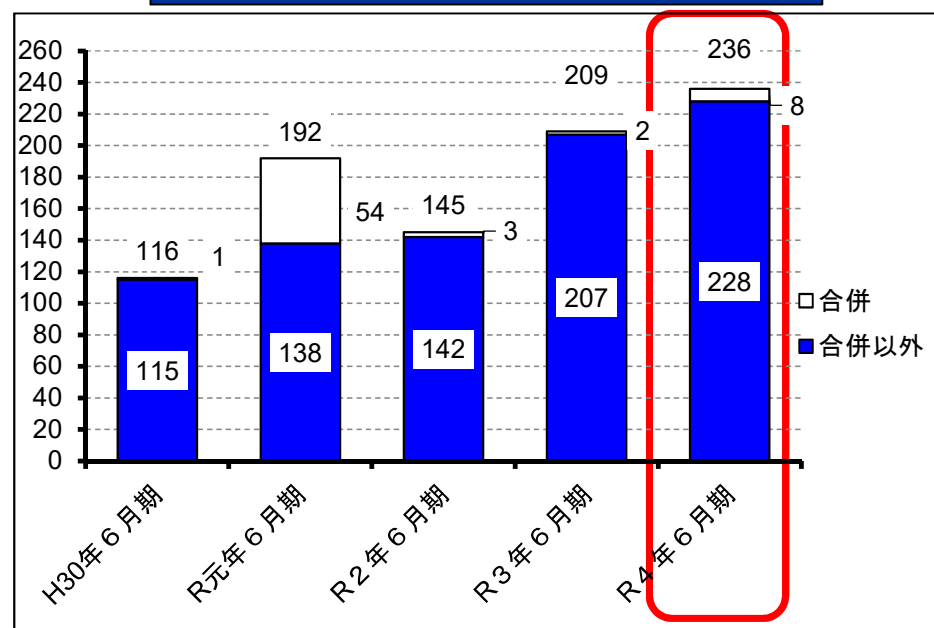
（資料）取引所データより審査会作成

会計監査人の異動①

異動状況

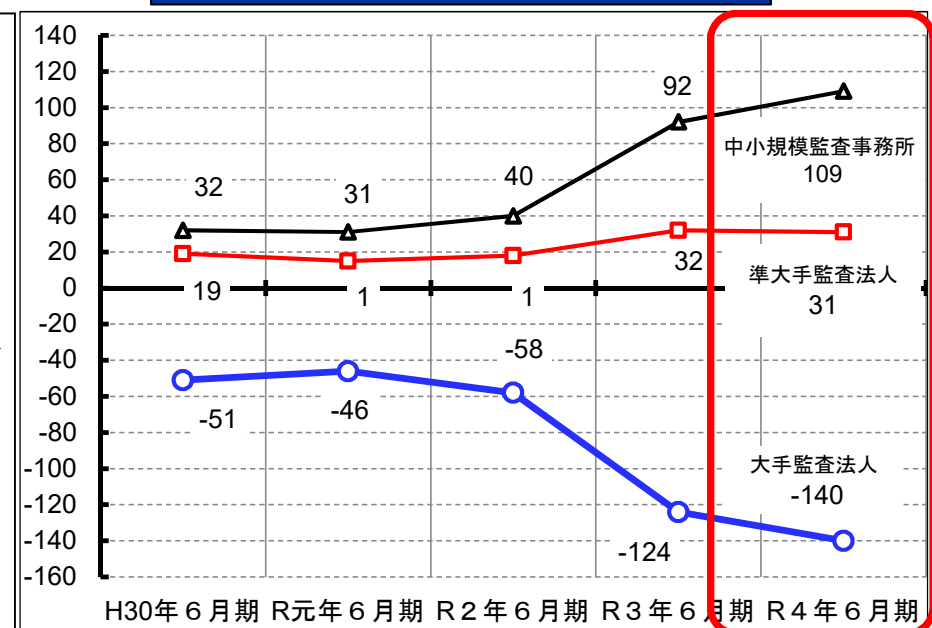
- 会計監査人の異動件数は、合併による異動の影響を除いて、過去5年間で最多
- 監査事務所の規模別では、大手監査法人から、より規模の小さい監査事務所への異動傾向が継続

監査事務所を変更した上場国内会社数の推移
(単位：件)



(注) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計

監査事務所の規模別の異動状況
(単位：件)



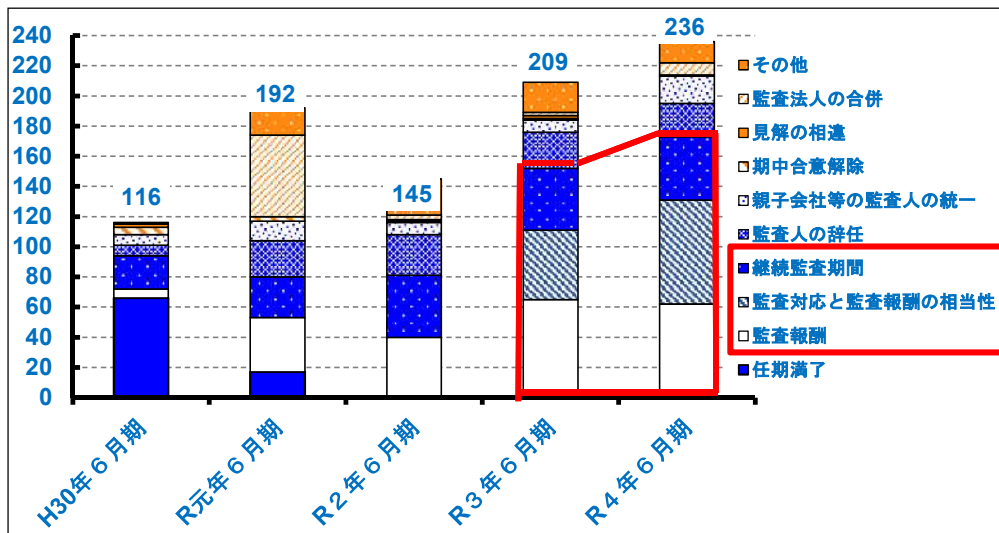
(注1) 件数は純増減
(注2) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計

会計監査人の異動②

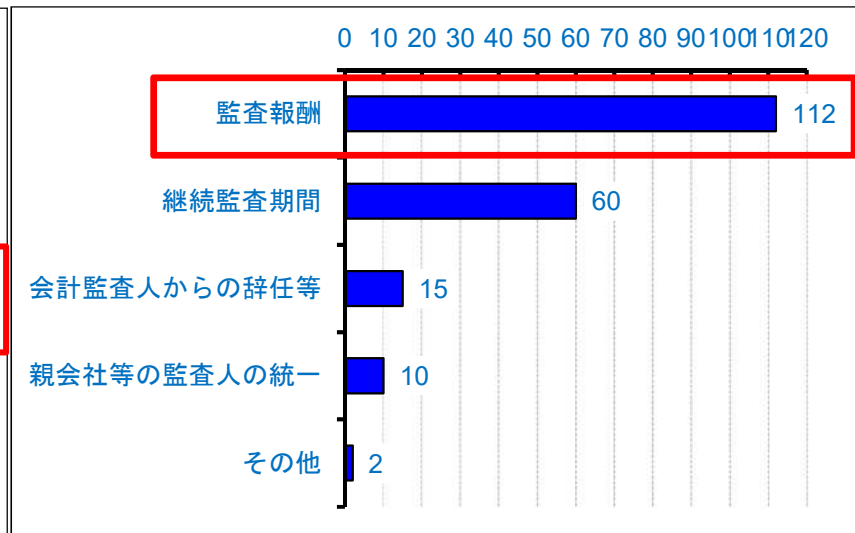
異動理由

- 令和元年6月期以降は、「監査報酬」の増額提示や「継続監査期間」の長期化等を異動理由に挙げているケースが多いほか、令和4年6月期においては、会社の事業規模に適した「監査対応と監査費用の相当性」を他の監査法人と比較検討した結果とするケースが増加。
- 大手監査法人に対する検査等で把握した異動理由をみると、「監査報酬」が最も多い。

上場国内会社の会計監査人の異動理由



検査等で把握した異動理由（大手）



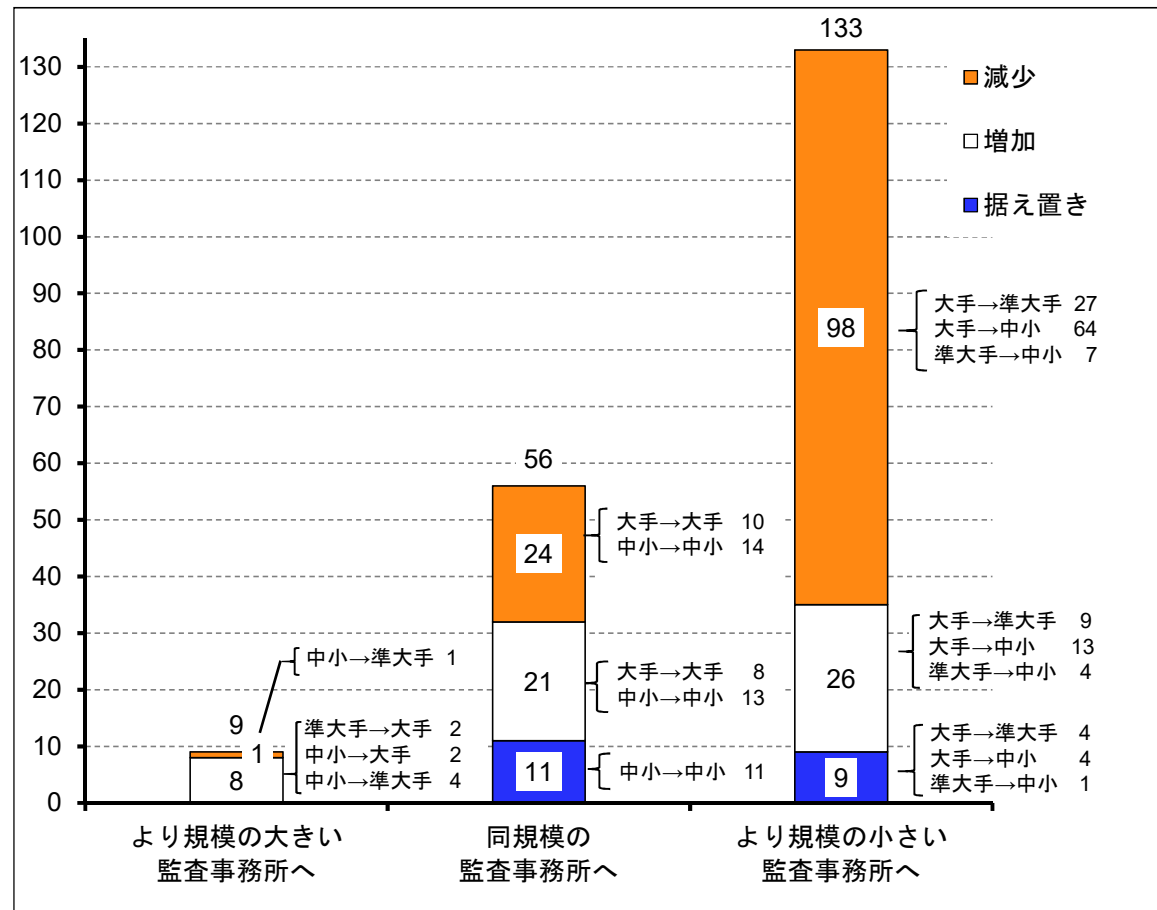
(注1) 各期の6月末までに後任監査人を決定している上場国内会社の適時開示に基づき、審査会が集計
 (注2) 複数の理由を開示している場合には、主と考えられる理由に分類している。
 (注3) 「監査対応と監査費用の相当性」は、令和2年6月期以前は「その他」に含めており、平成29・30年6月期は0件、令和元年6月期は4件、令和2年6月期は8件である。

(注1) 令和3事務年度審査会検査及び報告徴収において理由を把握した142件が対象
 (注2) 複数の理由がある場合、重複して集計（合計199件）

会計監査人の異動③

異動前後の監査報酬

- 異動前後の監査報酬については、より規模の小さい監査事務所へ異動した場合、監査報酬が減少するケースは約7割
- このうち、大手監査法人から中小規模監査事務所への異動で見ると、約8割の異動において監査報酬が減少



(注1) 上場国内会社の会計監査人の異動に関する適時開示 (令和2年7月から令和3年6月) を対象に、異動前後の監査報酬が公表されているものを集計
 (注2) 件数の内訳はグラフに記載
 (注3) 図表中の中小とは、中小規模監査事務所を指す。
 (資料) 会計監査人の異動に関する適時開示及び令和4年6月末までに提出された有価証券報告書に基づき、審査会作成

グローバルネットワークとの提携①

大手監査法人

- 4大グローバルネットワーク（DTT、EY、KPMG、PwC）に所属。グローバルネットワークのロゴや名称の使用権を有するだけでなく、グローバルネットワークの運営にも関与。
- グローバルネットワークから監査マニュアル及び監査ツールの提供を受け、グローバルネットワークの基準に準拠した監査マニュアルを用いて監査業務を実施。審査や独立性をはじめとするその他の品質管理に関しても、グローバルネットワークの基準や手続等を導入。
- さらに、グローバルネットワークによるレビューを定期的に受検。グローバルレビューを監査業務の定期的な検証又はその一部として取り扱っている法人も。

グローバルネットワークとの提携②

準大手監査法人

- グローバルネットワークと提携しているものの、グローバルネットワークの規模等により提携の程度は異なる。
- 大手監査法人と同等のレベルで提携している法人もあれば、提携の程度が緩やかで、グローバルネットワークのロゴや名称の使用、ネットワーク・ファームの属する国の監査業務の紹介を受けるにとどまり、監査マニュアル等の提供を受けていない法人も。
- また、全ての準大手監査法人がグローバルレビューを受けているが、その頻度や内容には大きな差がある。

中小規模監査事務所

- グローバルネットワークのロゴや名称の使用、ネットワーク・ファームの属する国の監査業務の紹介を受けるにとどまり、監査マニュアル等の提供やグローバルレビューを受けない監査事務所も。

監査法人のガバナンス・コード

監査法人に求められる対応

- 監査法人のガバナンス・コードの適用に当たっては、原則をいかに実践し、実効的な組織運営を実現するか、各監査法人の特性等を踏まえた自律的な対応が求められている

監査法人の取組例（原則3、原則5）

- 大手・準大手監査法人においては、監督・評価機能を強化するため、同機関の構成員に独立第三者を選任。「指名」「報酬」「監査」の小委員会における独立第三者の割合を高めることで、実効性を高めている例もみられる（原則3関係）
- 大手監査法人においては、監督・評価機関とは別に独立第三者を構成員に含む独立機関を設置し、独立第三者に対する情報提供の権限を付与している等の例もみられる（原則3関係）
- 監査品質向上に向け、被監査会社のCFOや監査役等だけでなく、機関投資家やアナリストなど、幅広い資本市場参加者等と対話する機会を設ける取組も実施（原則5関係）

監査法人のガバナンス・コード

原則1	監査法人が果たすべき役割
原則2	組織体制（経営機能）
原則3	組織体制（監督・評価機能）
原則4	業務運営
原則5	透明性の確保

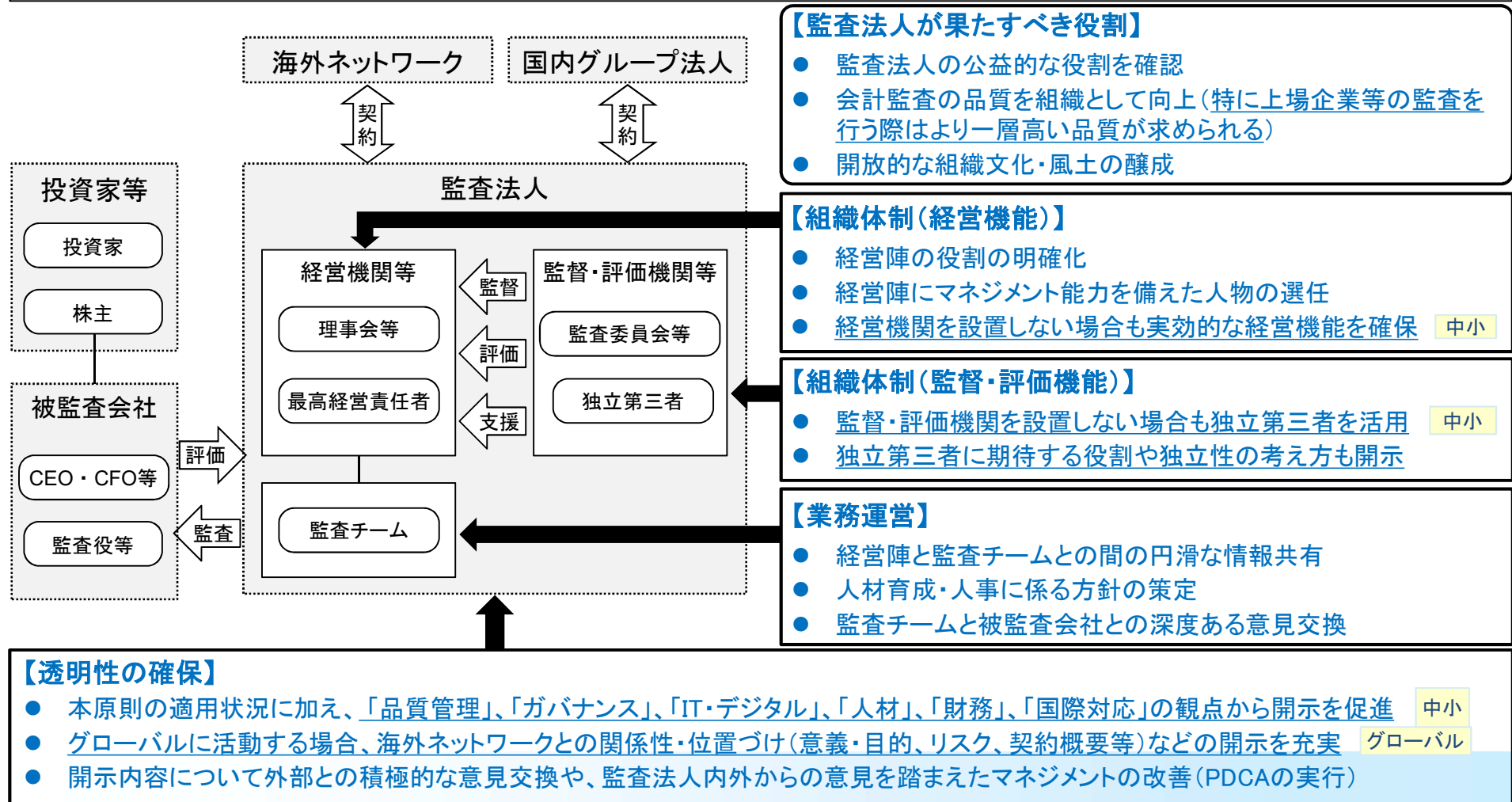
独立第三者の経験・専門性（単位：人）

	一般事業会社の 経営経験者	学識 経験者	弁護士等 法曹関係者	省庁等 出身者	その他
大手	10	1	1	1	—
準大手	5	1	1	2	2
中小	—	3	2	—	—

（注）令和3事務年度の審査会検査及び各監査法人の公表資料より作成

(参考) 監査法人のガバナンス・コード改訂案の主なポイント

- 上場企業等の監査に関する法律上の登録制の導入に伴い、上場企業等を監査する監査法人に対し、監査法人のガバナンス・コードに沿った業務管理体制整備や情報開示の充実を規律づけ。公認会計士協会が中小監査法人の体制整備を支援。
- 有識者検討会での議論を踏まえて、①中小監査法人による受入れに馴染む工夫や対外的な開示の促進、②監査法人のグローバル化等に対応した開示の充実等を図るため、コードの内容が監査法人の規模・特性等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう、コードの改訂案をとりまとめた。(主な改訂部分は下線)



ITを活用した監査手法

監査業務におけるIT化の進展

- 監査ツールの共通化（グローバルネットワークが提供する監査ツールを使用）
- 作業の自動化
- データアナリティクスの高度化・広範化

<大手監査法人及び準大手監査法人の監査業務でのITの活用状況>

状況	大手監査法人	準大手監査法人
導入済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子監査調書システム（監査調書作成及び監査の進捗管理） ・ 仕訳分析ツール（取引内容（仕訳）の分析及び異常仕訳検出） ・ 証憑突合ツール（外部からのデータと被監査会社の全ての売上データを照合する精査的な技法） ・ ファイル交換システム（被監査会社とのデータ交換に使用） ・ RPA（データ入力及び加工の自動化） ・ 債権・債務残高確認システム（取引の実在性・正確性確認作業の自動化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子監査調書システム（監査調書作成及び監査の進捗管理） ・ 仕訳分析ツール（取引内容（仕訳）の分析及び異常仕訳検出）
導入中 （一部の法人で導入済みのものも含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI（過去の財務情報を用いた異常な取引の将来不正予測） ・ 監査データベース（法人内の知見等をデータベース化し、共有する仕組み） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証憑突合ツール ・ ファイル交換システム
開発中	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI（非財務情報を用いた将来不正予測） ・ ドローン（実地棚卸の立会の効率化） ・ ブロックチェーンの活用 ・ 自然言語処理（文書のデータ化及び解析） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI（過去の財務情報を用いた異常な取引の将来不正予測）

（資料）報告徴収等で把握した内容に基づき、審査会作成

監査上の主要な検討事項（KAM）の対応状況①

KAMの決定プロセス

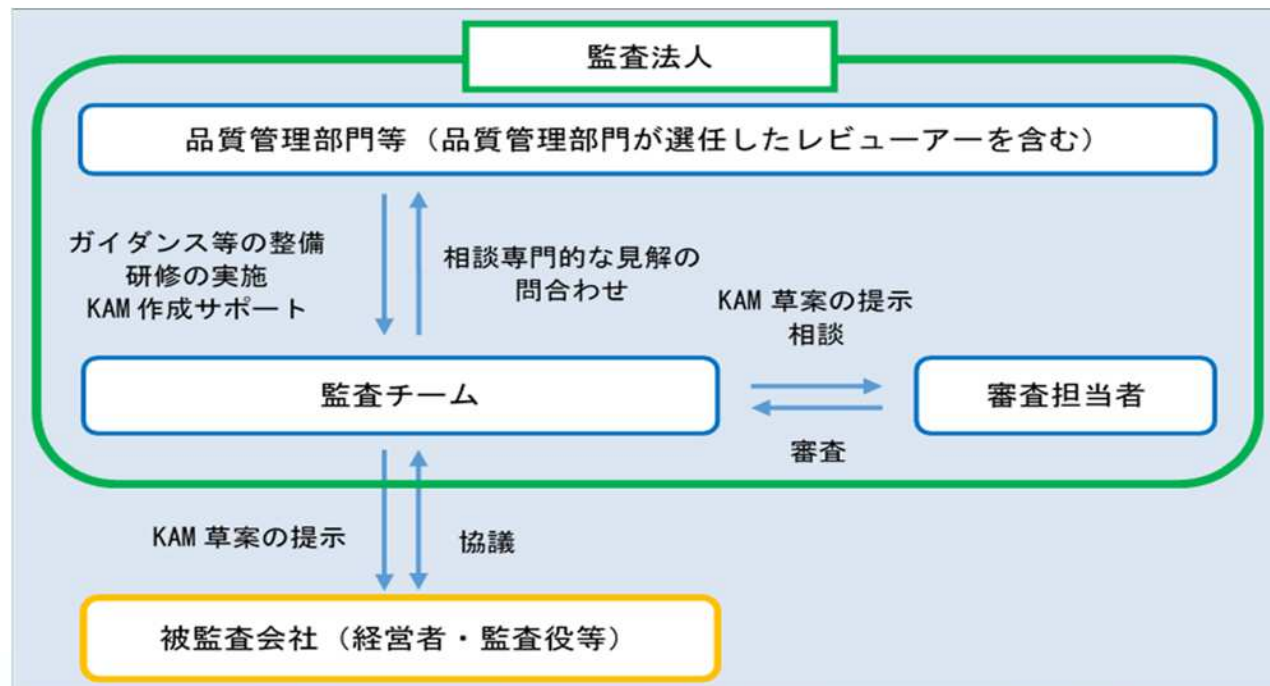
- 監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から、下記項目等を考慮した上で、**特に注意を払った事項**を決定する。
 - ・ 特別な検討を必要とするリスクが識別された事項、又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された事項
 - ・ 見積りの不確実性が高いと識別された事項を含め、経営者の重要な判断を伴う事項に対する監査人の判断の程度
 - ・ 当年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響
- 監査人は、特に注意を払った事項の中から更に、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を「**監査上の主要な検討事項**」として決定し、監査報告書に当該区分を設けて、以下を記載する。
 - ・ 「監査上の主要な検討事項」の内容
 - ・ 関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照
 - ・ 監査人が、当年度の財務諸表の監査において特に重要な事項であると考え、「監査上の主要な検討事項」であると決定した理由
 - ・ 監査における監査人の対応

監査上の主要な検討事項（KAM）の対応状況②

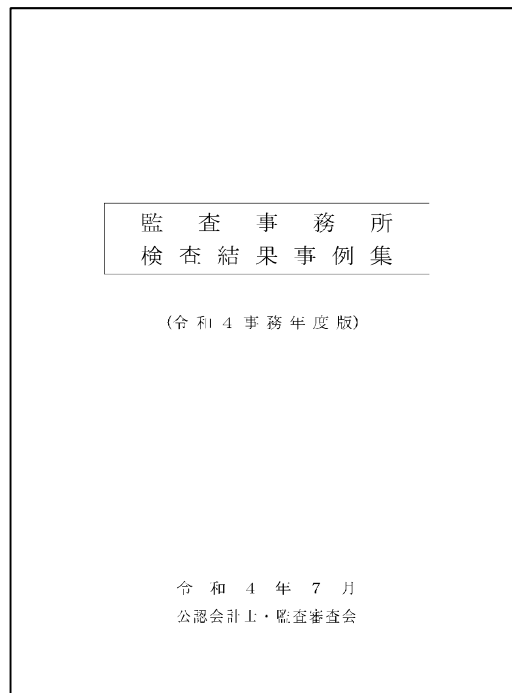
監査事務所の対応状況

大手監査法人及び準大手監査法人では、令和3年3月期から強制適用されたKAMについて、以下のような対応がみられている。また、大手監査法人を中心に、被監査会社とのコミュニケーションも含めたKAMに係る体制が整備されている。

<KAMの報告に係る監査法人の体制の一例>



3. 検査結果からみる個別論点



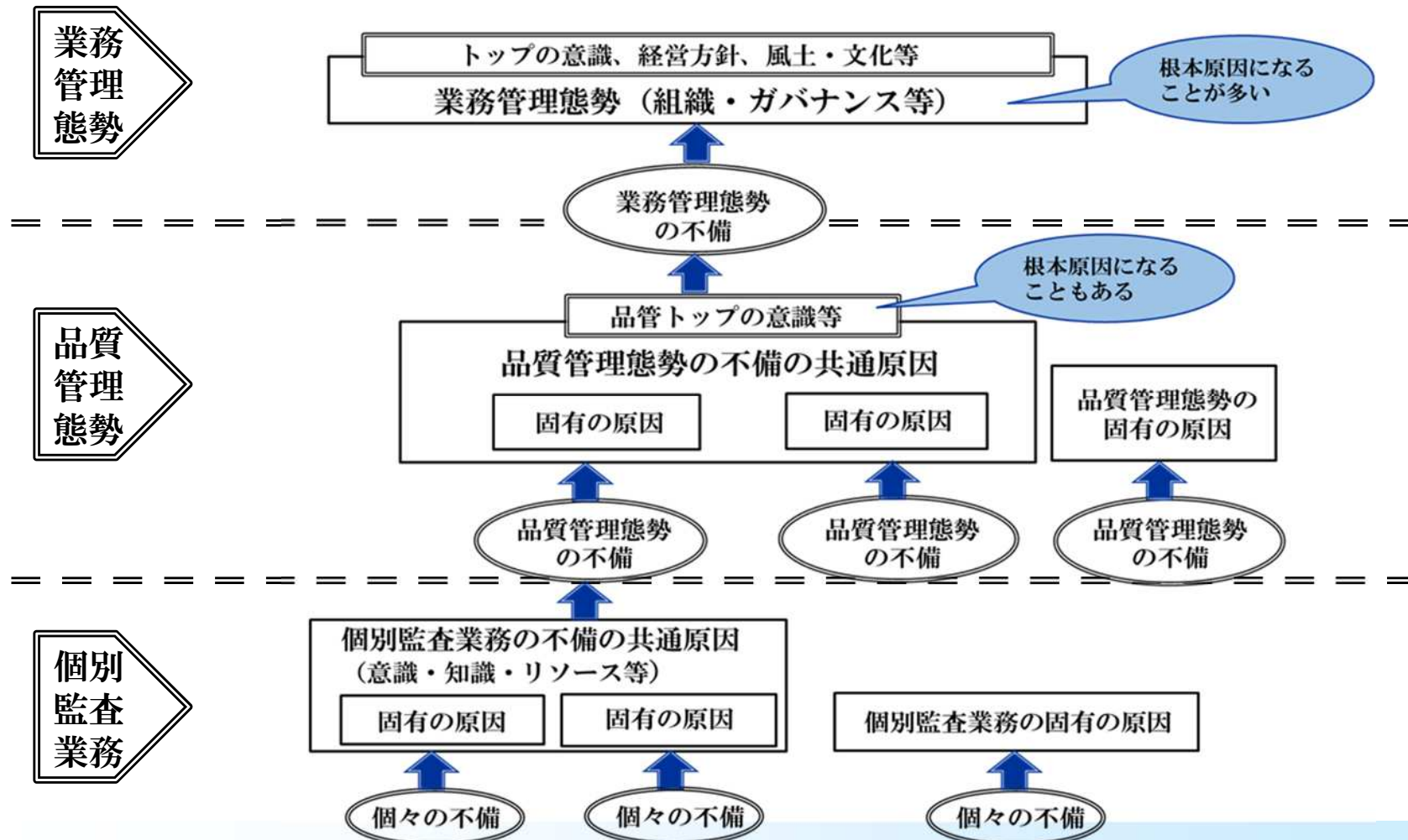
監査事務所検査結果事例集

https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20220715/2022_jireisyu.pdf

- 業務管理態勢
- 品質管理態勢
- 個別監査業務

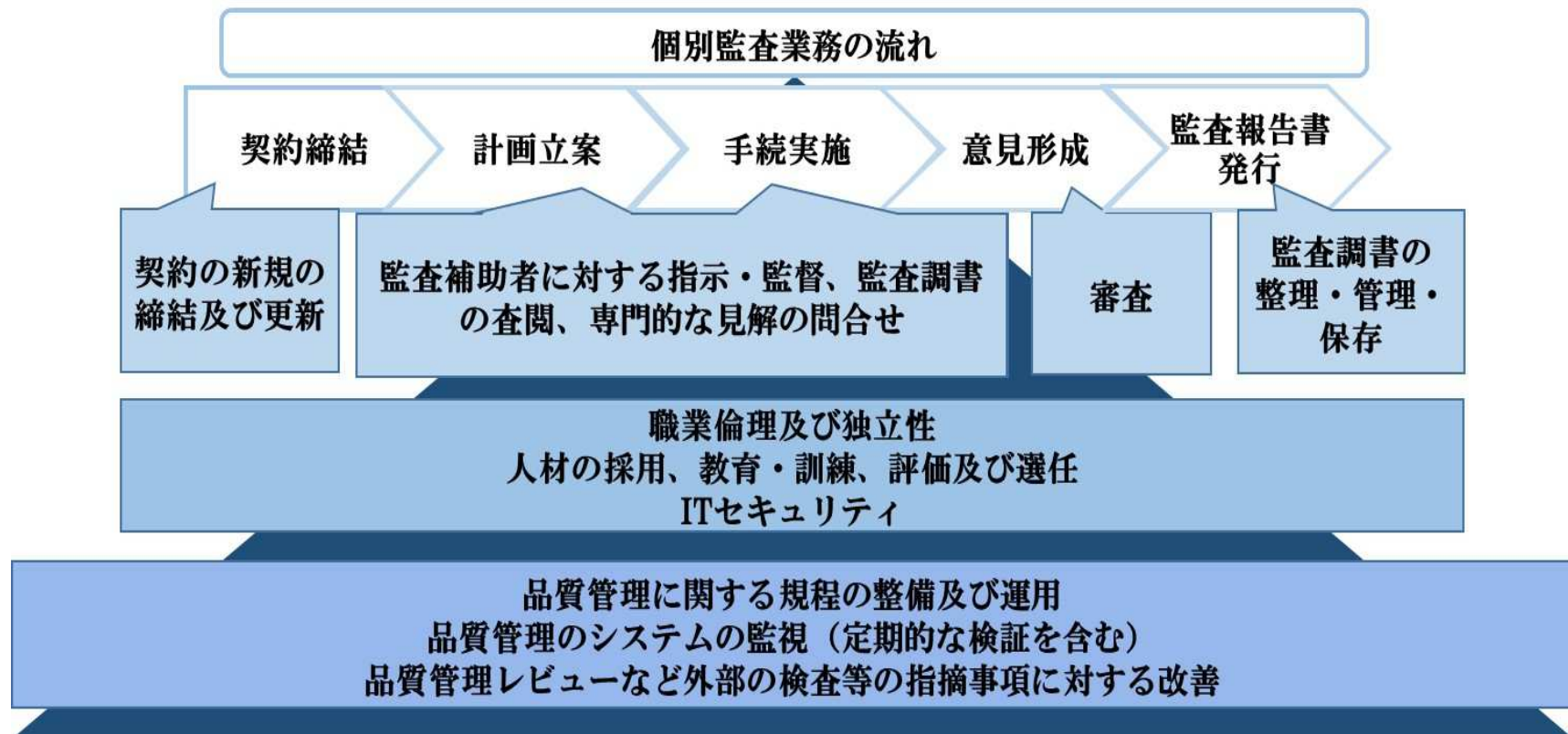
業務管理態勢（根本原因の究明）

参考イメージ 不備と根本原因の究明



品質管理態勢

品質管理態勢と個別監査業務の関係（参考図）



個別監査業務①

- 個別監査業務の不備事例は、監査計画の策定から監査意見の形成に至るまで広範な領域にわたってみられる。
- 財務諸表監査とは異なる基準が適用される「財務報告に係る内部統制の監査」についても、不備を指摘し事例として紹介。

不備の分析

- リスク対応手続の監査リスクへの適合性及び監査証拠の十分性・適切性の検討が不十分
 - 監査計画の段階での検討が不十分
 - 入手した監査証拠の評価が不十分
- 監査人として発揮すべき職業的懐疑心の欠如
 - 経営者等の誠実性の評価、重要な取引の事業上の合理性の検討、経営者の仮定の合理性等
- 要求事項に対する知識不足
 - グループ監査、分析的実証手続、サンプリング、会計上の見積りの監査等

個別監査業務②

(参考：不備が数多く指摘される項目と根拠規定)

項目	指摘の根拠となることが多い規定
財務諸表監査における不正	監査基準委員会報告書240 第25項、29項、31項
リスク評価及び評価したリスクへの対応	監査基準委員会報告書330 第5項、17項
監査証拠	監査基準委員会報告書500 第7項、8項、9項 同520 第4項 同530 第6項、7項 同550 第12項、13項 同570 第15項
会計上の見積りの監査	監査基準委員会報告書540 第8項、12項、14項 同500 第8項
グループ監査	監査基準委員会報告書600 第8項、30項、41項
専門家の業務の利用	監査基準委員会報告書620 第8項
財務報告に係る内部統制の監査	監査基準委員会報告書265 第6項 監査・保証実務委員会報告第82号 第44項、100項、112項
監査上の主要な検討事項 (KAM)	監査基準委員会報告書701 第12項

4. 監督当局間の国際的連携

- 2国間協力

- 国際機関（IFIAR）を通じた多国間協力



外国監査法人等への対応

外国監査法人等

- 外国会社等が金商法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うため、内閣総理大臣に届け出たもの
 - 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当と認められるときは、報告徴収及び立入検査を行うことができる
- ⇒ 原則3年に一度報告徴収（R3事務年度：14か国・地域、25の外国監査法人等）
- ⇒ さらに必要な場合には立入検査を実施（H26、H29、R1にそれぞれ1法人）

外国監査法人等の状況（令和4年3月末）

	国・地域数	外国監査法人等数
欧州	15	56
アジア・大洋州	10	27
北米	2	9
中南米	1	1
中東	1	1
合計	29	94

（金融庁ウェブサイトより審査会作成）

2国間の協力

監査監督上の協力に関する書簡の交換 (EoL : Exchange of Letters)

H23	米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB)
H24	カナダ公共会計責任委員会 (CPAB)
H24	マレーシア監査監督委員会 (AOB)
H25 (H26相互依拠)	オランダ金融市場庁 (AFM)
H25	ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF)
H26	イギリス財務報告評議会 (FRC)
H28	フランス会計監査役高等評議会 (H3C)
H29	中華人民共和国財政部
R3 (相互依拠)	スイス連邦監査監督庁 (FAOA)

- 基本的に**監査監督上の情報交換**を可能とする枠組み
- なお、以下の一定の要件が満たされる場合には、原則として、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に**依拠 (相互依拠)**
 - ①当該国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であること
 - ②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られること
 - ③相互主義が担保されること

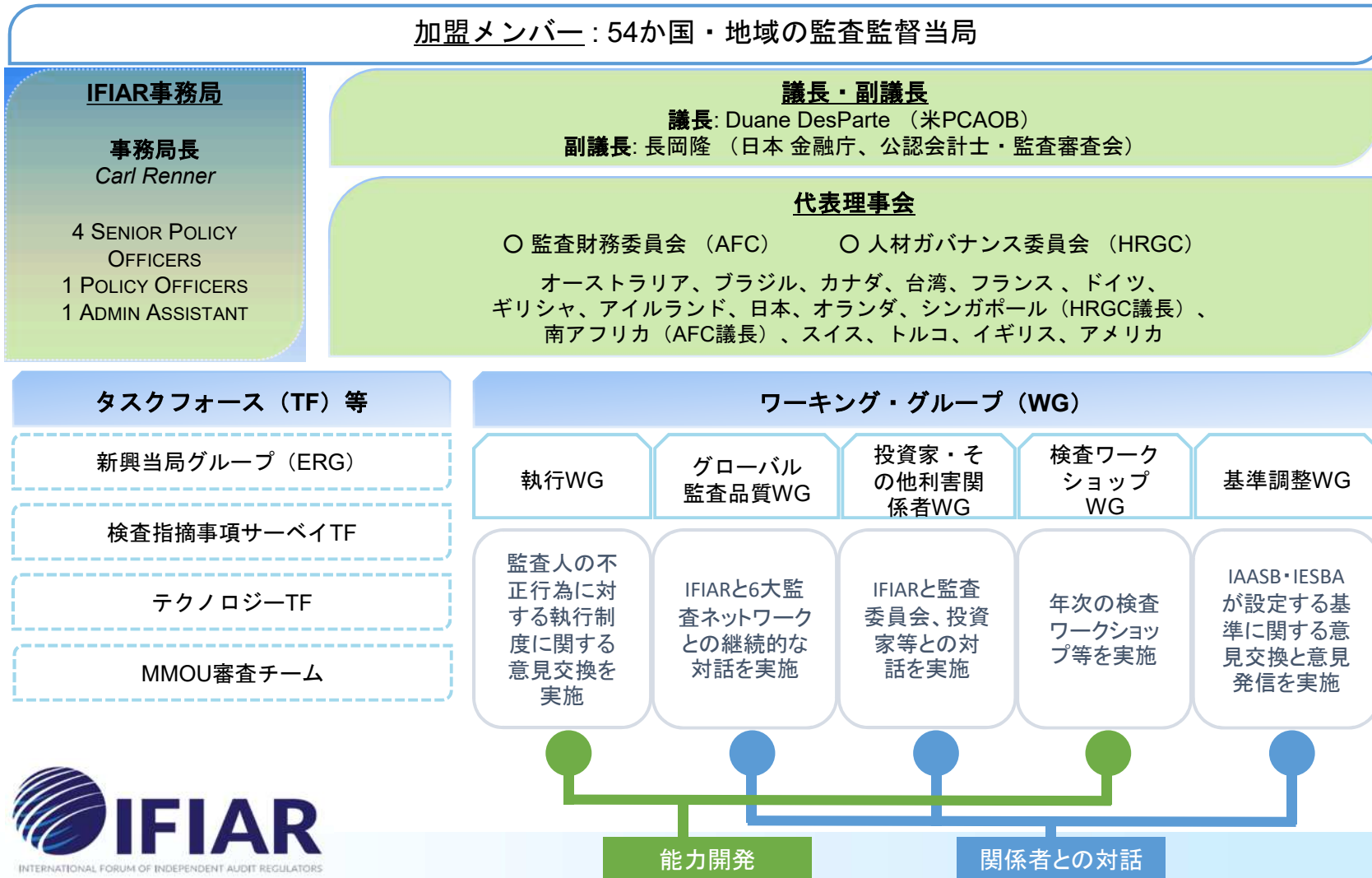
IFIARの概要

- 名称：監査監督機関国際フォーラム
IFIAR：International Forum of Independent Audit Regulators
- 設立年：2006年

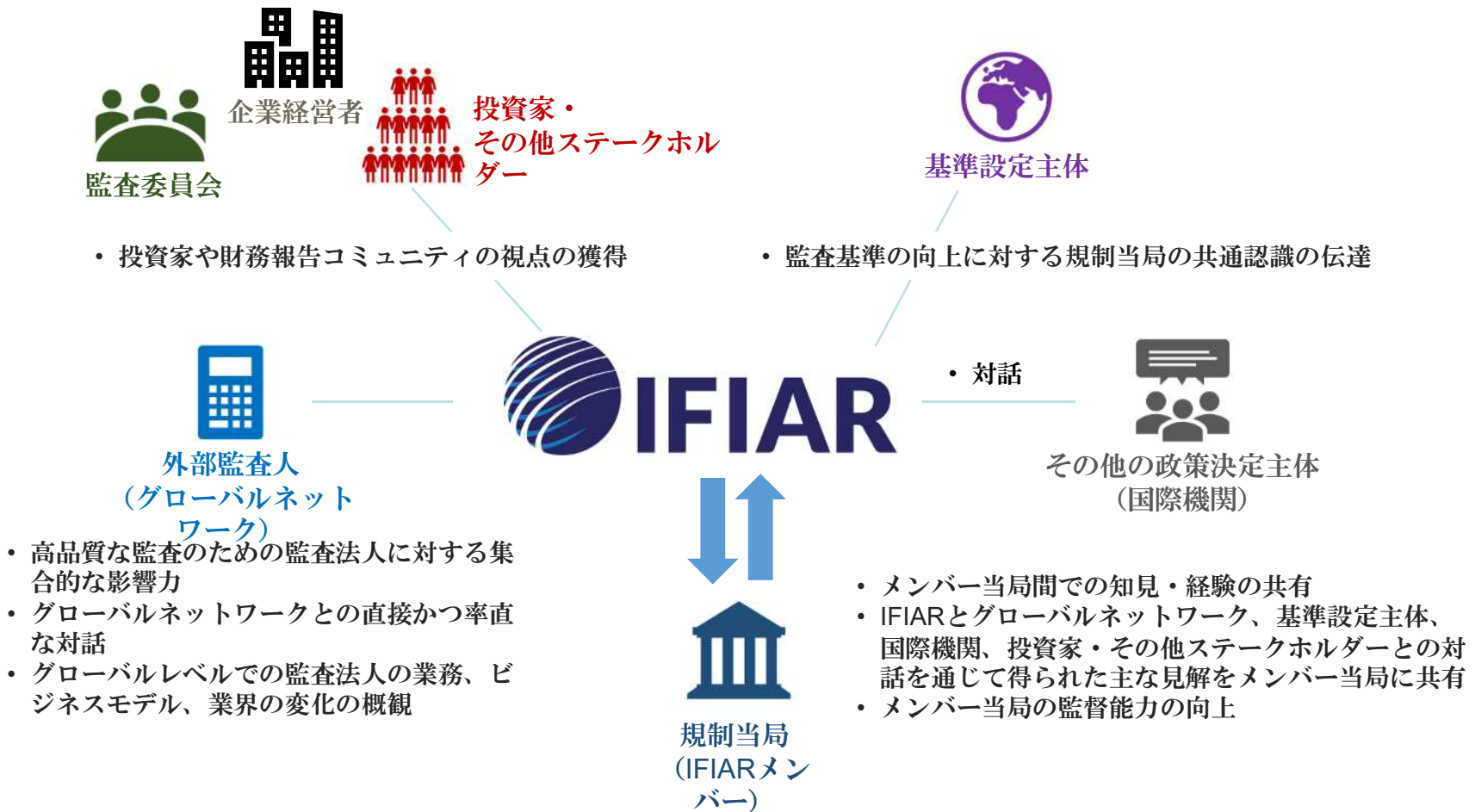
2021-2026 戦略計画

- ミッション：
グローバルに監査監督を向上させることにより、投資家を含む公益に資すること
- バリュー・プロポジション：
加盟メンバー当局の能力を向上させ、監査品質に関わる規制当局のコミュニティとしての集合的な影響力を強化すること
- 2021-2026 戦略目標：
 1. IFIARメンバーのキャパシティビルディング
 2. 監査品質の持続的な向上の推進
 3. 監査規制当局の集合的な影響の強化
- 中核的戦略：
 1. メンバー間の継続的な協調・知識の共有の強化
 2. 財務報告エコシステムの関連するステークホルダーとの実効的な関与の強化
 3. IFIARメンバー及び将来的な加盟候補へのアウトリーチ

IFIARの組織図



IFIARの活動の概観



IFIAR加盟メンバー構成 54か国・地域

欧州 (32)

- アイランド(IAASA) *
- アルバニア(POB)
- イギリス(FRC) *
- イタリア(CONSOB)
- ウクライナ(APOB)
- オーストリア(ASA)
- オランダ(AFM) *
- キプロス(CyPAOB)
- ギリシャ(HAASOB) *
- クロアチア(APOC)
- ジブラルタル(FSC)
- ジョージア(SARAS)
- スイス(FAOA) *
- スウェーデン(SBPA)
- スロバキア(AOA)
- スロベニア(APOA)
- スペイン(ICAC)
- チェコ(RVDA)
- デンマーク(DBA)
- ドイツ(AOB) *
- ノルウェー(FSA)
- ハンガリー(APOA)
- フィンランド(AB3C)
- フランス(H3C) *
- ブルガリア(CPOSA)
- ベルギー(CRME)
- ポーランド(AOC)
- ポルトガル(CMVM)
- リトアニア(AAA)
- ルーマニア(ASPAAS)
- ルクセンブルグ(CSSF)
- ロシア(MOF/FSFBO)

アジア大洋州(11)

- インドネシア(FPSC)
- 韓国(FSC/FSS)
- シンガポール(ACRA) *
- スリランカ(SLAASMB)
- タイ(SEC)
- 台湾(FSC) *
- 日本(CPAAOB/FSA) *
- フィリピン(SEC)
- マレーシア(AOB)
- オーストラリア(ASIC) *
- ニュージーランド(FMA)

中東 (4)

- アブダビ(ADAA)
- サウジアラビア(CMA)
- ドバイ(DFSA)
- トルコ(POA/CMB) *

アフリカ (3)

- ボツワナ(BAOA)
- 南アフリカ(IRBA) *
- モーリシャス(FRC)

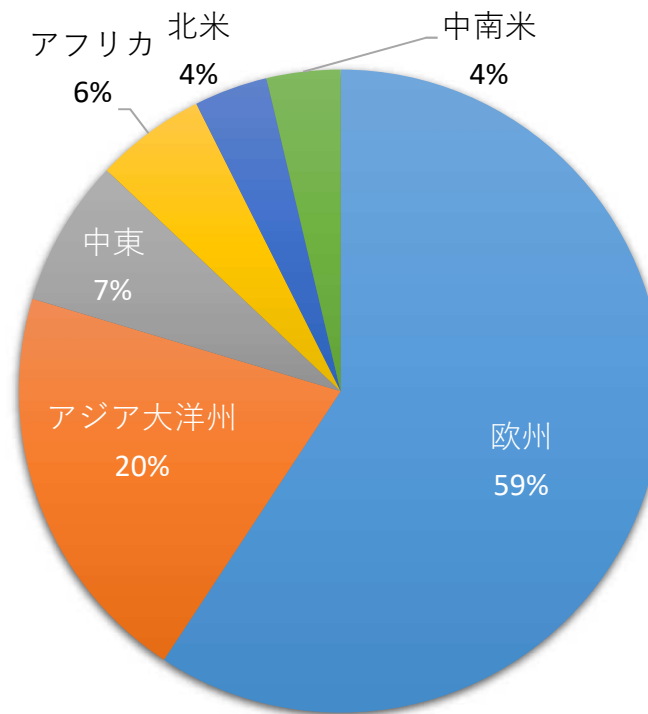
北米 (2)

- アメリカ(PCAOB) *
- カナダ(CPAB) *

中南米 (2)

- ケイマン(AOA)
- ブラジル(CVM) *

2023年1月時点

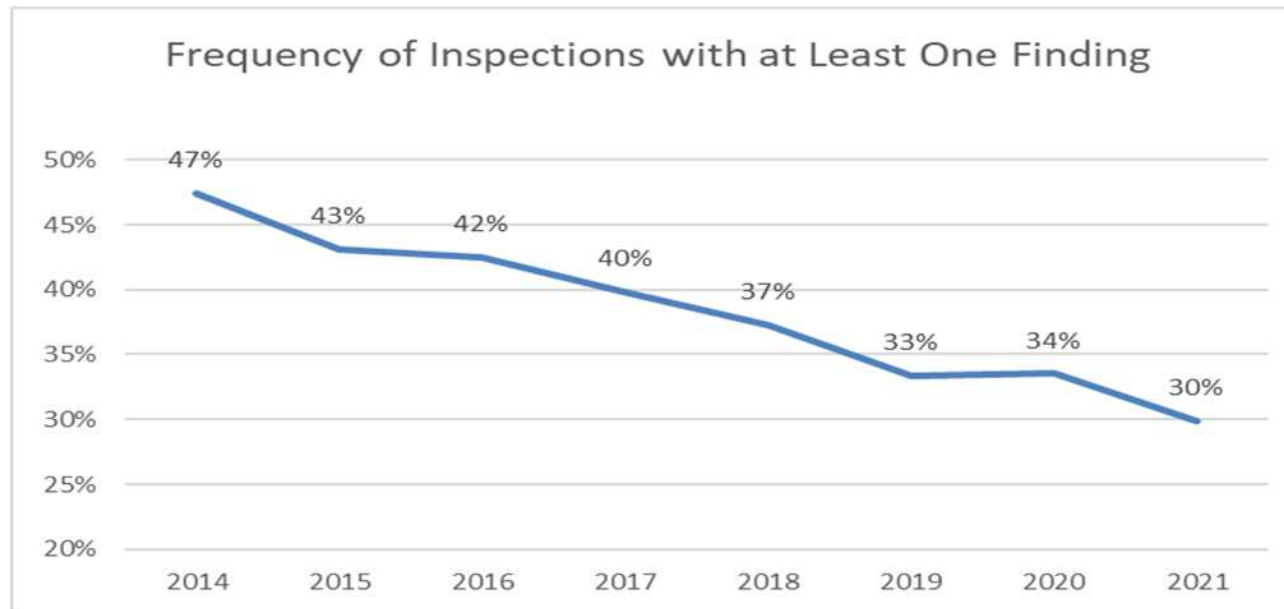


※ 下線を引いてある22か国・地域は監査監督情報交換に関する多国間覚書(IFIAR MMOU)に署名。

※ 「*」の記載がある16か国・地域は代表理事会メンバー。

IFIAR検査指摘事項報告書

- IFIARは、6大監査ネットワークの品質管理態勢及び個別監査に対するメンバー当局による検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」として毎年公表。
(注) 6大監査ネットワーク : Deloitte、EY、KPMG、PwC、BDO、Grant Thornton
- 報告書の公表を通じ、監査法人に対し、品質管理態勢において改善が必要な分野を特定することや、特定した分野に対応した取組を実施することを推奨。



IFIARにおける主要課題

- 新たな国際品質管理基準（ISQM1）の実施状況
 - ESG報告及びそれに対する保証
 - 不正リスクの高まり（景気変動局面）
 - 監査専門職の魅力向上
 - 監査におけるテクノロジーの活用
 - 新興当局へのアウトリーチ強化
- 等

IFIARの主な公表物等

- ▶ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）ウェブサイト <https://www.ifiar.org/about/publications/>
 - 2021-2026 Strategic Plan <https://www.ifiar.org/?wpdmdl=12766>
 - IFIAR Thought Papers
 - IFIAR Information Paper: Facilitating Oversight of Global Audit Firm Networks <https://www.ifiar.org/?wpdmdl=11468>
 - Audit Committees and Audit Quality: Trends and Possible Areas for Further Consideration <https://www.ifiar.org/?wpdmdl=6632>
 - IFIAR Report: Internationally Relevant Developments in Audit Markets <https://www.ifiar.org/?wpdmdl=13063>
 - Core Principles for Independent Audit Regulators (revised) (27 April 2022) <https://www.ifiar.org/?wpdmdl=14848>
 - 2021 Inspection Findings Survey Report (published March 2022) <https://www.ifiar.org/?wpdmdl=13957>
 - 2021 Annual Report (published April 2022) <https://www.ifiar.org/?wpdmdl=14217>
 - Information page: Ukraine / Russia: Relevant Announcement and Publications <https://www.ifiar.org/members/ukraine-russia/>
 - IFIAR Public Comments
※IAASB・IESBA・IOSCO・OECD等へのコメントレター
- ▶ 金融庁ウェブサイト（IFIAR特設ページ） <https://www.fsa.go.jp/ifiar/20161207-1.html>

ご清聴
ありがとうございました

